

## 黒石市立図書館雑誌スポンサー募集要項

### 1 目的

民間事業者が黒石市立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を寄贈し、当該雑誌を広告媒体として活用することにより、当該事業者（以下、「雑誌スポンサー」という。）に情報発信の場を提供するとともに、図書館の資料充実及び市民へのサービス向上を目的とする。

### 2 広告の方法

- (1) 雑誌スポンサーは、雑誌リストに掲載された雑誌の中から広告表示を希望する雑誌を図書館に納品する。
- (2) 図書館は、納品された雑誌の最新号にカバーを付け、カバー表面には雑誌スポンサー名、カバー裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示することができる。
- (3) 広告の表示物は雑誌スポンサーが用意し、その規格等は、別紙1のとおりとする。
- (4) 雑誌の配架場所は、図書館が決定する。

### 3 広告の内容

広告は、黒石市有料広告取扱要綱（平成19年黒石市告示第108号）第3条各号に該当するものについては掲載しないものとする。

※参考：黒石市有料広告取扱要綱 第3条

（掲載の範囲）

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

### 4 広告の表示期間

- (1) 広告の表示期間は、雑誌スポンサーを決定した日に属する月の翌月から年度末までとする。
- (2) 期間満了の2ヶ月前までに、図書館へ期間更新の意思表示があれば、広告の表示期間を1年間更新する。

### 5 雑誌スポンサーの申込み方法

黒石市立図書館雑誌スポンサー申込書に、表示しようとする広告の原稿その他必要書類を添えて、図書館に提出する。

### 6 雑誌スポンサー及び広告内容の審査・決定

- (1) 申込みがあったときは、館長のほか図書館職員が、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して

審査を行い、その適否を決定する。

- (2) 審査結果は、黒石市立図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）通知書により、申込者に通知する。
- (3) 希望する雑誌を同じくする申込みが2つ以上あったときは、審査で適正と認められた申込者の先着順により雑誌スポンサーを決定する。

## 7 雑誌購入費

- (1) 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、図書館が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。
- (2) 雑誌購入の支払いに必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
- (3) 当該雑誌が当該表示期間中に休刊、廃刊等となったときは、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

## 8 その他留意事項

- (1) 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。広告原稿の作成経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
- (2) 図書館は広告内容について、修正を依頼することができる。
- (3) 図書館は次のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの認定を取り消すことができる。
  - ①指定する期日までに雑誌が納入されないとき。
  - ②指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
  - ③虚偽の申請により雑誌スポンサーの認定を受けたことが判明したとき。
  - ④雑誌スポンサーとしてふさわしくない行為等があったと館長が認めるとき。
- (4) 雑誌スポンサー制度により配架された雑誌は、すべて図書館に帰属するものとする。

申込み・問い合わせ先  
〒036-0306  
黒石市内町2 4 番地 1  
黒石市立図書館  
電話・FAX：0172-53-2188

別紙 1

広告の規格について

1 スポンサー名の表示

(1) 規 格 縦 約 4 c m × 横 約 13 c m

(2) 貼付位置 雑誌表面

雑誌カバー底辺から 5 c m 程度上部の中央

(3) 規格及び貼付位置は、雑誌の大きさにより調整することがあります。

2 広告の表示

(1) 規 格 雑誌の縦横の寸法未満

(2) 貼付位置 雑誌裏面

3 スポンサー名及び広告の表示位置

最新号カバー

